

農業委員、農地利用最適化推進委員  
推薦・応募要項

与那原町役場 ブランド推進課

## 募集期間

令和8年6月1日（月曜日）～令和8年6月30日（火曜日）

## 主な職務内容

- (1) 農地の権利移動、転用の許可等の審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査  
※ただし、農地利用最適化推進委員については、決定ではなく助言を行うものとする。
- (2) 担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消並びに新規参入の促進等に伴う現地調査及び指導並びに監視業務等
- (3) 農家からの相談対応及び農家への助言・指導

## 募集人数

農業委員	7名（うち利害を有しない中立委員1名を含む）
農地利用最適化推進委員	1名（与那原町全域を担当）

## 任 期

農業委員	令和8年10月1日から令和11年9月30日まで
農地利用最適化推進委員	農業委員会が委嘱した日から令和11年9月30日まで

## 身 分

与那原町の特別職の非常勤職員となります。

## 報 酬

農業委員	基本給	会長：月額10,000円 委員：月額8,000円
	能率給	活動・成果に応じて予算の範囲内で支給
農地利用最適化推進委員	基本給	月額：30,000円
	能率給	活動・成果に応じて予算の範囲内で支給

## 推薦・応募の資格

農業委員	農地利用最適化推進委員
推薦・応募の資格	
農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方
上記に該当する方であっても、次のいずれかの項目に該当する方は除きます。	
(1) 与那原町内に住所を有しない者（※ただし、農業委員のうち、農業委員会の所掌に関する事項について利害関係を有しない者を除外します）	
(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	
(4) 暴力団（与那原町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 17 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（与那原町暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）	

## 推薦・応募の方法

推薦は、委員にふさわしい者を個人または団体が推薦するものとし、応募は、自ら委員の募集に応募するものとし、

農業委員と農地利用最適化推進委員は重複して推薦・応募することが出来ませんが、兼務することは出来ません。

推薦、応募を行う方は、規定の様式に必要事項を全てご記入の上、推薦を受ける者又は応募する者の住民票（本籍の記載のあるもので発行後 3 箇月以内のもの）を添えて、持参又は郵送により**令和 8 年 6 月 30 日（火曜日） 17 時 15 分必着**で、与那原町農業委員会（与那原町役場ブランド推進課内）までご提出ください。

## 申込書等の配布・問い合わせ・提出先

与那原町農業委員会（与那原町役場ブランド推進課内）

〒901-1392

与那原町字上与那原16番地

TEL 098-945-5323

## 推薦・応募者の公表

推薦をした者、推薦を受けた者及び応募した者の氏名、職業、年齢等について、募集期間の中間と終了後に、町のホームページで公表します。

## 選任方法

選任についての任命権者である町長、与那原町農業委員会は、推薦を受けた者及び応募した者について、評価の意見の報告を評価機関に求めます。

評価機関は提出書類をもとに評価基準に準拠した評価を行い、任命権者に報告します。任命権者は、この報告を参考に選任を行います。なお、必要に応じて面接を行うことがあります。